

スポーツ振興に関する補助金の審査基準等について

1 対象補助金

この基準の対象となるのは次の補助金です。

- (1) 令和8年度スポーツ大会開催促進事業費補助金
- (2) 令和8年度スポーツ合宿誘致促進事業費補助金
- (3) 令和8年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金
- (4) 令和8年度えひめ台湾スポーツ交流推進事業費補助金
- (5) 令和8年度えひめハワイスポーツ交流推進事業費補助金

2 申請事業数の上限

1事業者が申請できる事業数は、対象補助金(1)～(5)各2事業を上限とします。

3 事業の採択

(1) 審査方法

提出された申請書類等の内容を参考に県で審査を行い、下記審査基準に基づき総合的に判断し、採択の可否を決定します。

(2) 審査基準

審査基準は次のとおりです。

ア 公益性

- (ア) 行政関与の必要性が高い
- (イ) 補助事業の実施により、多くの県民に便益が及ぶ
- (ウ) 受益者負担の割合が適正である

イ 妥当性

- (ア) 団体に事業を遂行する十分な能力がある
- (イ) 補助事業の目的に合致するものである

ウ 有効性

- (ア) 補助金交付による県内への経済波及効果が大きい
- (イ) 継続的な取組かつ自立化が期待できる
- (ウ) 事業の発展や改善が行われている(継続事業のみ)
- (エ) 本県のスポーツ施策との関連性が高い

エ 新規性

愛媛県での実績がない事業である